

再評価

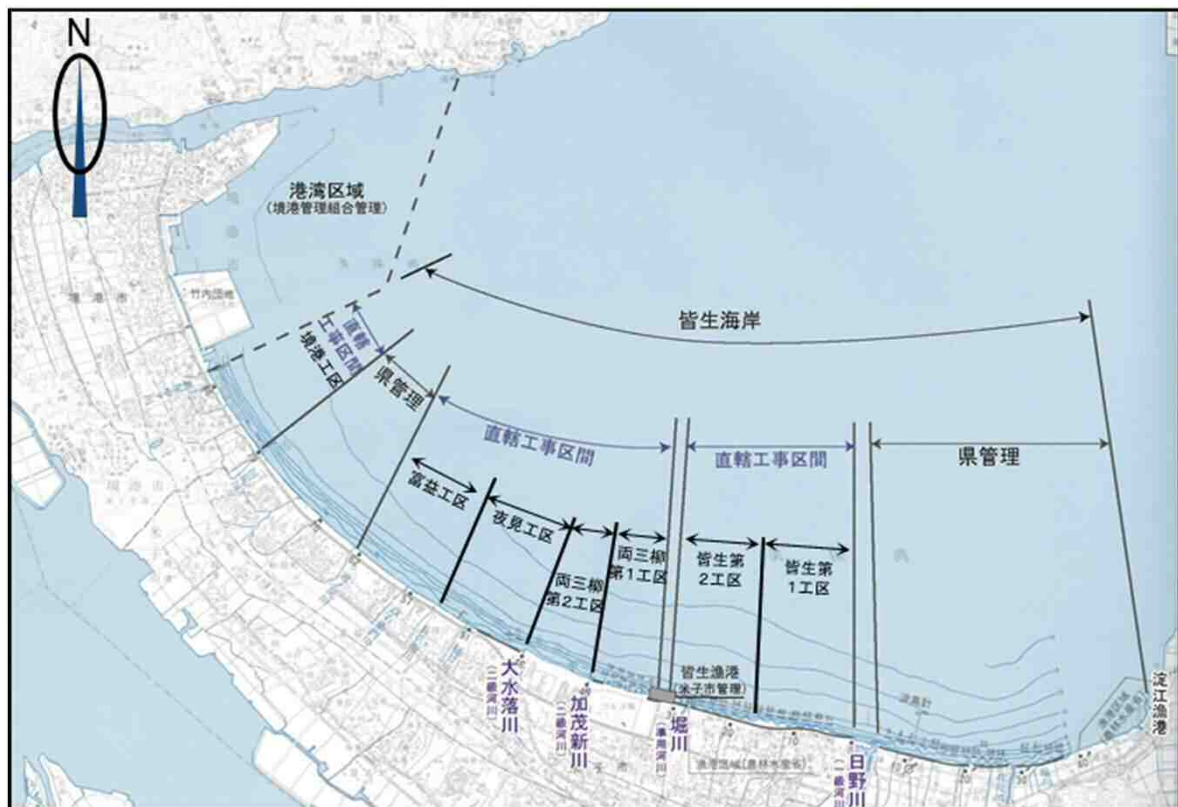
事業名 (箇所名)	駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業			担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 海岸室 室永 武司	事業 主体	中部地方整備局			
実施箇所	静岡県焼津市、榛原郡吉田町、牧之原市					評価 年度	令和6年度			
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業									
主な事業の 諸元	堤防、消波堤、有脚式離岸堤、ブロック式離岸堤、粘り強い構造の海岸堤防 等									
事業期間	事業採択	昭和39年度	完了	令和16年度						
総事業費(億円)	約736		残事業費(億円)		約203					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> - 駿河海岸が位置する駿河湾は、台風の常襲地帯となっているため、過去幾度となく甚大な災害に見舞われてきた。 - 特に昭和41年の台風26号では、死者を含む甚大な災害を受けた。 - 駿河海岸は、直轄事業着手後においても海岸侵食が進行している箇所が存在する。 - 南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される津波が海岸堤防を越流し、かつ、津波到達時間が早いことから危険性が高い。 <達成すべき目標> - 堤防高の確保や、消波堤・離岸堤の消波により越波を未然に防ぐことで甚大な浸水被害を防止 - 離岸堤及び養浜により汀線後退を未然に防ぐことで甚大な侵食被害を防止 - 粘り強い構造の海岸堤防より、破堤に至るまでの時間を稼ぐことで甚大な浸水被害を低減 <政策体系上の位置付け> - 政策目標：水害等災害による被害の軽減 - 施策目標：津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する									
便益の主な 根拠	・浸水防護面積 1,148 (ha) ・浸水防護戸数 6,169 (戸)									
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和6年度							
	B:総便益 (億円)	14,789	C:総費用(億円)	2,638	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	5.6 (7.6) (9.2)	B-C	12,151	EIRR (%)	8.1
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)	2845	C:総費用(億円)	158	継続B/C	18.0				
感度分析			事業全体のB/C		残事業のB/C					
	残事業費	(＋10％ ～ －10％)	5.6	～ 5.6	16.5	～ 20.0				
	残工期	(＋10％ ～ －10％)	5.5	～ 5.7	17.7	～ 18.4				
	資産	(－10％ ～ ＋10％)	5.0	～ 6.2	16.2	～ 19.8				
事業の効果 等	・全体計画に位置付けられた事業が完了すれば、計画規模の高潮・波浪が発生しても、浸水被害が発生しない。 ・自然環境に配慮し安全で安心して利用できる海岸を目指し、計画の段階から地域と協働した海岸づくりを実施した。このことから、豊富な水産資源を活用した地引き網に利用客が訪れるほか、教育関連施設(ディスカバリーパーク焼津)と一体で整備された海岸堤防の利用など、人々に親しまれる賑わいの空間が提供されている。									
社会経済情 勢等の変化	・沿岸市町の人口は、近年若干減少しているものの、大きな変化は見られず、また、資産、土地利用に関しても、大きな変化は見られない。 ・吉田町などでは「津波防災まちづくり」や「賑わいの創出」を図ることを目的とする沿岸利用の構想がたてられている。									
主な事業の 進捗状況	・これまでに、堤防工、緩傾斜護岸工、消波堤、突堤工を完了。 ・前回評価時以降、有脚式離岸堤・養浜工・粘り強い構造の海岸堤防を主に実施。 ・進捗率は事業費ベースで72%となっている。									
主な事業の 進捗の見込 み	・今後は離岸堤、養浜工、粘り強い構造の海岸堤防について、関係機関と十分な連携・調整を図りながら推進。									
コスト縮減や 代替案立案 等の可能性	【コスト縮減】 ・裏法被覆工の施工において発生する現況堤防の裏法ブロックは、裏法尻部保護工の基礎ブロックの中詰めとしての再利用を行いコスト縮減を図る。 ・事業実施に当たってはICT施工や新技術の活用等により、更なる施工の効率化を図る。 ・養浜工については、ダム事業や港湾事業等他事業と連携しながら、効率的に浜幅の維持回復を図る。 【代替案立案等の可能性の視点】 ・駿河海岸の海岸保全施設の設置や構造等については、有識者等で構成された駿河海岸保全検討委員会にて代替案を含めた技術的な検討やモニタリングを行っている。今後も引き続き本委員会に諮り海岸保全施設の整備を進める。									
対応方針	継続									
対応方針理 由	当該事業は、現時点においても、その必要性、重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みなどからも引き続き事業を継続することが妥当である。									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 審議の結果、対応方針(原案)のとおり、事業の継続が妥当である。 <都道府県の意見・反映内容> (静岡県) 対応方針(原案)のとおり、駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業を継続することについて、異存ありません。 本事業は、駿河湾西側の大井川扇状地の端部で、背後に食品・電気機械工業等の産業が多く立地する駿河海岸を保全する事業です。高潮による被害を防止するために、有脚式離岸堤や養浜などの海岸保全対策を行うことや、南海トラフ巨大地震に伴う1津波を超える津波被害を低減するために粘り強い構造とする海岸堤防の整備は、県民の生命と財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図る重要な事業です。 また、予想される気候変動や近年の台風、波浪の大型化等もあり、海岸保全対策の推進について地域からの要請も高まっています。 これらのことから、今後も、効果の早期発現が図られるよう、引き続き必要な予算の確保とコスト縮減の徹底に努め、事業を推進するようお願いします。 特に、侵食対策としての養浜については、すでに河川管理者やダム管理者と連携して実施していただいておりますが、大井川流域全体の持続可能な取り組みとなるよう総合土砂管理計画を早期に策定いただくとともに、関係者の連携により事業費の削減を図りながら、進めていただきますようお願いします。 なお、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。									

位置図

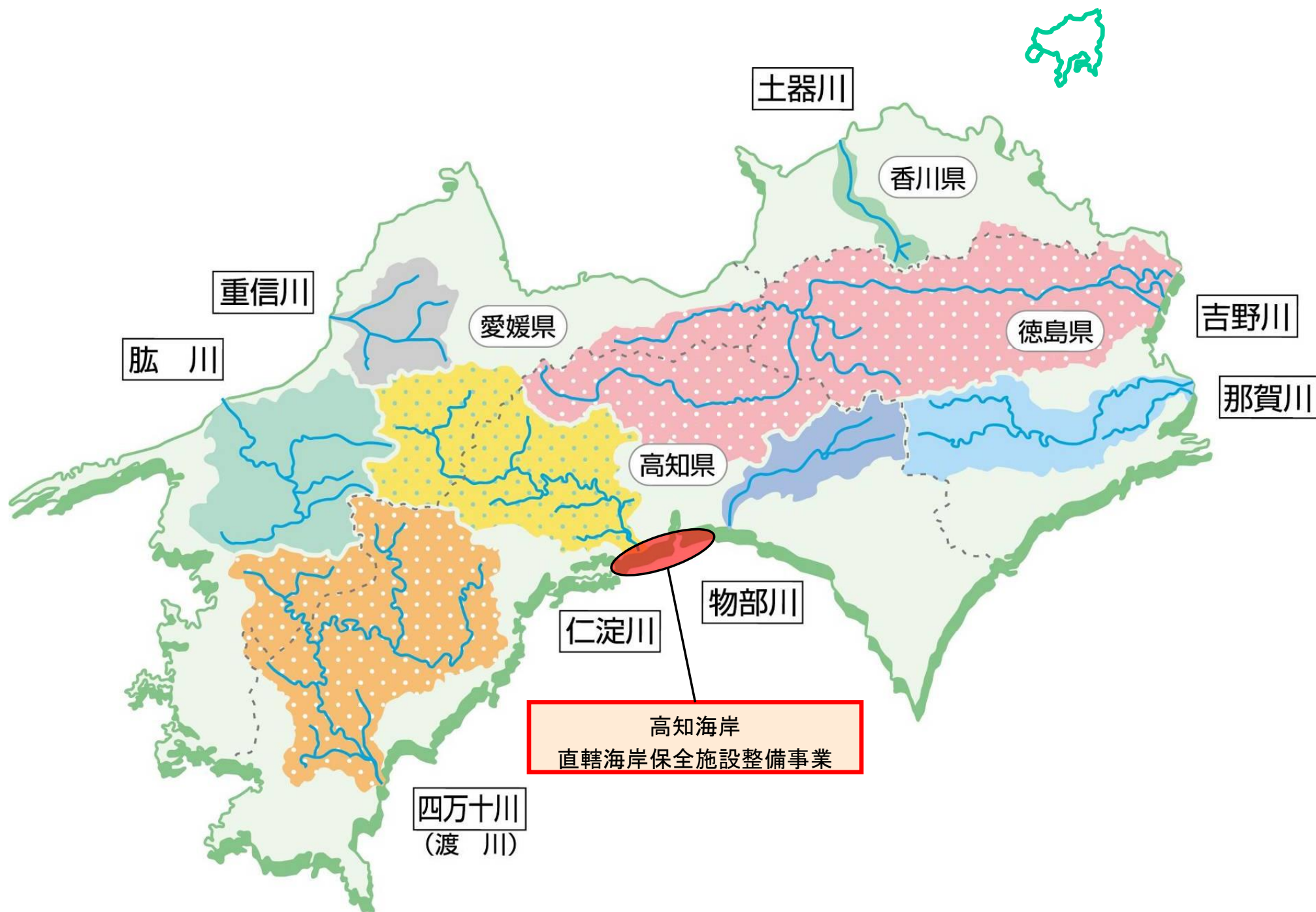


事業名 (箇所名)	皆生海岸直轄海岸保全施設整備事業		担当課	水管理・国土保全局海岸室		事業 主体	中国地方整備局				
			担当課長名	室永 武司							
実施箇所	鳥取県米子市、境港市					評価 年度	令和6年度				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業										
主な事業の 諸元	事業範囲:L=10,220m 事業工種:沖合施設、施設改良、突堤、護岸、緩傾斜護岸、サンドリサイクル										
事業期間	事業採択	昭和35年度	完了	令和12年度							
総事業費(億円)	約285		残事業費(億円)		約17						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・皆生海岸は、鳥取県西部に位置する弓ヶ浜半島的美保湾に面する海岸全体の総称であり、東は淀江漁港から日野川の河口を含み、西は境港までの範囲である。 ・白砂青松の景勝地であり、山陰を代表する温泉地「皆生温泉」を有するなど市民の憩いの場となっている。一方、海岸侵食の著しい海岸でもあり、台風や冬期風浪により浜崖の発生や温泉施設の倒壊などの被害が生じてきた。										
	<達成すべき目標> ・今後は侵食の続いている富益工区では、沖合施設(人工リーフ)の改良を進める。併せて、堆積傾向のある境港工区から砂を富益工区に運搬し養浜するサンドリサイクルを実施するとともに、モニタリングにより整備の効果や影響について検証を行う。また、高波浪時の砂浜流出が発生している皆生第1工区で、施設改良(クレスト型人工リーフ)の改良を行う。										
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:津波・高潮・浸水等による災害の防止・減災を推進する。										
便益の主な根拠	侵食防止軽減面積:116ha、浸水防護軽減面積:248ha、浸水防護軽減世帯数:3,624世帯										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和6年度								
	B:総便益 (億円)	7,340	C:総費用(億円)		1,651	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	4.4 7.4[2%] 9.9[1%]	B-C	5,689	EIRR (%)	6.3
残事業の投資効率性	B:総便益 (億円)	117	C:総費用(億円)		22	継続B/C	5.3				
感度分析	事業全体のB/C 残事業のB/C										
	残事業費	(+10% ~ -10%)		4.4 ~ 4.5	4.9 ~ 5.6						
	残工期	(+10% ~ -10%)		4.3 ~ 4.6	5.2 ~ 5.3						
	資産	(-10% ~ +10%)		4.0 ~ 4.9	4.7 ~ 5.8						
事業の効果等	・皆生工区、両三柳工区では、沖合施設(離岸堤・人工リーフ)、突堤等の整備を進めた結果、皆生工区ではトンボロ(陸繋砂州)の形成により砂浜が回復し、両三柳工区についても汀線が安定しており、侵食防止効果がみられる。 ・富益工区では、現在人工リーフ改良整備中であるが、整備済み箇所の砂浜が回復するなど、侵食の緩和がみられる。										
社会経済情勢等の変化	・皆生海岸の背後地にある米子市の人口、世帯数は横ばいで推移している。 ・皆生温泉海水浴場は、年間約6万人が利用しており、近年は概ね横ばいである。 ・鳥取県及び米子市は、皆生海岸の侵食対策の促進を強く要望している。										
主な事業の進捗状況	・事業執行済額:約268億円(進捗率94%) ・整備済施設 :離岸堤・人工リーフ23基(暫定形2基含む)、施設改良2基、突堤42基、護岸2,322m、緩傾斜護岸720m、サンドリサイクル										
主な事業の進捗の見込み	・現在実施中の事業についても、順調に進んでおり、施設効果も現れている。地域からの事業継続の要望が強いことや、関係機関との協力体制も構築されていることから、今後も円滑な事業進捗が見込まれる。										
コスト縮減や代替案立案等の可能性	・皆生第1工区の施設改良においては、効果・影響を確認しながら段階的に整備を行い、コスト削減に努める。 ・サンドリサイクルの実施にあたっては、引き続き関係機関との連携を図り、コスト縮減に努める。										
対応方針	継続										
対応方針理由	・背後地の資産を防護する必要性、費用対効果、地元の協力体制等の観点から、事業継続が妥当と考えられる。 ・今後の施設整備にあたっては、更なるコスト縮減を図るとともに、環境にも配慮して事業を進め、より一層の事業効果の発現に努める。										
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・継続事業として了承 <鳥取県の意見・反映内容> ・引き続き、事業の推進をお願いする。 ・モニタリングにより海岸保全施設の整備効果や影響を検証していただきたい。 ・事業の執行に際しては、できる限り経費の縮減を図られたい。 ・対応方針(原案)については、異存なし。										

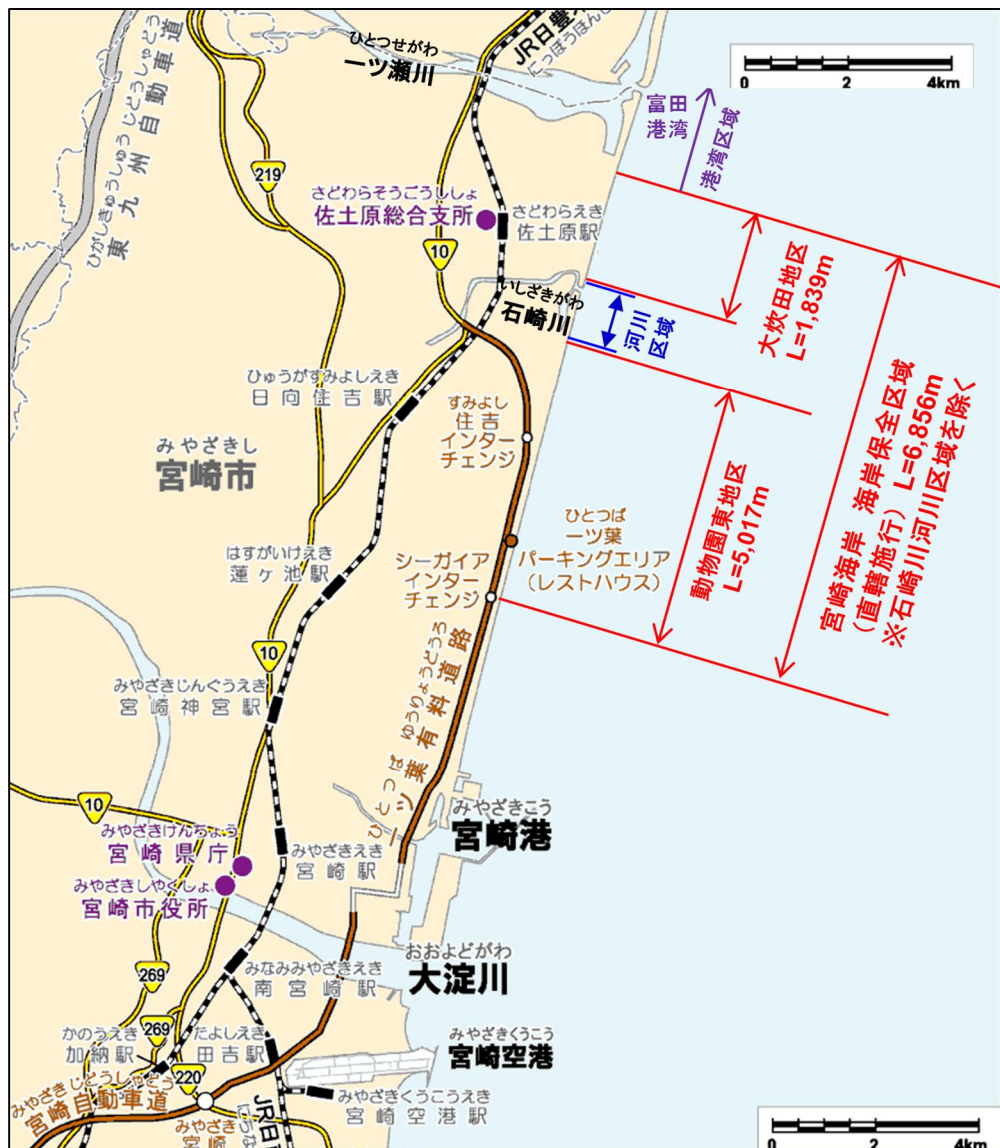
◆皆生海岸の位置図



令和6年度第3回委員会 評価対象事業位置図(海岸関係)



様式－ 1



事業名	下関港海岸直轄海岸保全施設整備事業				担当課	港湾局海岸・防災課			事業 主体	九州地方整備局																				
					担当課長名	上原 修二																								
実施箇所	山口県下関市																													
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業																													
主な事業の諸元	護岸、護岸(改良)、胸壁、陸閘、水門																													
事業期間	事業採択		平成20年度		完了		令和13年度																							
総事業費(億円)	335			残事業費(億円)			102																							
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・下関港海岸の背後地には人口や資産が集中しており、平成11年の台風18号をはじめ、台風来襲時の高潮によって大きな被害を受けてきた。また、既設護岸の破損も多くの箇所で見受けられ、対策が必要となっている。 <達成すべき目標> ・本事業の実施により、高潮により想定される浸水被害を軽減する。																													
上位計画の位置づけ	<社会資本整備重点計画(第5次)(令和3年5月28日閣議決定)> 重点目標1:防災・減災が主流となる社会の実現 1-1 気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進 <九州ブロックにおける社会資本整備重点計画(令和3年8月31日決定)> 重点目標1:防災・減災が主流となる社会の実現 小目標1-1 災害の未然防止や被害の最小化による災害リスクの軽減																													
事業の多面的な効果	・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する																													
	<定性的な効果> ・安全・安心の確保 高潮による浸水被害を防止することで、地域住民が安心・安全に生活を送ることが可能になる他、背後道路の通行止め頻度の低減等により、災害に強いまちづくりに寄与する。 ・経済・産業活動の維持 高潮による浸水被害を防止することで、背後企業の災害リスクを軽減し、安定的な企業活動の維持が可能となり、地域経済のみならず我が国の経済・産業活動の維持に繋がる効果が期待できる。また、災害リスクの軽減に伴い、新規企業の立地や工場・発電所等の建設が進んでおり、地域経済の活性化にも寄与する。 ・老朽化への対応、眺望の確保 防護機能強化と併せ老朽化への対応が図られるとともに、一部区間においては景観に配慮した護岸を整備するなど、関門海峡への眺望の確保が図られる。 <定量的な効果> ・浸水防護便益																													
	■定量的効果のうち投資効率性 ○便益の主な根拠 浸水防護便益:4,209億円(浸水面積:251ha、防護人口:3,151人、浸水戸数:1,904戸、浸水世帯数:1,527世帯、浸水事業所数:329事業所)																													
	基準年度		令和6年度																											
	基本ケース	割引率	4%	B:総便益(億円)	4,209	C:総費用(億円)	421	EIRR(%)	15.9	B-C	3,789	全体B/C	10.0																	
				B:総便益(億円)	3,551	C:総費用(億円)	101				継続B/C	35.3																		
	(感度分析) <table><tr><td>需 要</td><td>(-10% ~ +10%)</td><td>事業全体のB/C</td><td>9.0~11.0</td><td>残事業のB/C</td><td>31.8~38.9</td></tr><tr><td>建 設 費</td><td>(+10% ~ -10%)</td><td></td><td>9.8~10.3</td><td></td><td>32.1~39.2</td></tr><tr><td>建設期間</td><td>(+10% ~ -10%)</td><td></td><td>9.8~10.3</td><td></td><td>30.3~31.7</td></tr></table>												需 要	(-10% ~ +10%)	事業全体のB/C	9.0~11.0	残事業のB/C	31.8~38.9	建 設 費	(+10% ~ -10%)		9.8~10.3		32.1~39.2	建設期間	(+10% ~ -10%)		9.8~10.3		30.3~31.7
	需 要	(-10% ~ +10%)	事業全体のB/C	9.0~11.0	残事業のB/C	31.8~38.9																								
	建 設 費	(+10% ~ -10%)		9.8~10.3		32.1~39.2																								
建設期間	(+10% ~ -10%)		9.8~10.3		30.3~31.7																									
(参考値) <table><tr><td>割 引 率</td><td>(2%)</td><td></td><td>15.9</td><td></td><td>50.3</td></tr><tr><td>割 引 率</td><td>(1%)</td><td></td><td>20.5</td><td></td><td>60.4</td></tr></table>												割 引 率	(2%)		15.9		50.3	割 引 率	(1%)		20.5		60.4							
割 引 率	(2%)		15.9		50.3																									
割 引 率	(1%)		20.5		60.4																									
社会経済情勢等の変化	護岸構造の見直し、盛ぶくれ・湧水対策の追加等に伴い事業費の増加及び事業期間の延伸が生じた。 背後企業の設備投資や、バイオマス発電所等の新規企業の立地が進んでいる。 令和5年7月 ハイブリッド蓄電池システムユニット製造工場の稼働開始。 令和7年1月 バイオマス発電事業の営業運転開始予定(現在建設中)																													
主な事業の進捗状況	総事業費335億円、既投資額233億円 令和6年度当初予算 事業進捗率70%																													
主な事業の進捗の見込み	令和13年度整備完了予定																													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	今後、技術の進展に伴う新技術・新工法の採用等、コスト縮減に努めながら事業を推進する。																													
対応方針	継続																													
対応方針理由	効率的な事業の実施を図ることによって十分な事業の投資効果があると判断されるため。																													
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・対応方針(原案)のとおりに「事業継続」で了承 <海岸管理者の意見> ・(下関市)「対応方針(原案)」については異論なし。																													

下関港海岸 直轄海岸保全施設整備事業

